

記入要領

共済貯金新規積立申込書

短期組合員用

共済組合受付印

組合員証の記号は所属所番号、番号は共済組合で管理している職員番号です。

共済組合貯金規程を承知のうえ下記のとおり申し込み

貯金の諸手続きをする場合は、必ず所属所の受付印が必要です。
共済事務担当課に提出してください。

合理事長様

申込日

年 月 日

所属所受付印

申 所属所名

自筆にて記入ください。

証 記号・番号

右詰めで記入

□□□□ - □□□□□□

者 組合員氏名

自署してください

毎月一定額を積立します。
1,000円単位。
・積立限度額 **5万円まで**

定時積立及び賞与積立は給与控除になるため、給与控除が可能か共済事務担当者へご確認ください。給与控除できない場合は、「しない」を選択し、臨時積立をご利用ください。

する →
 しない

千 円
0
(給料からの積)

6月・12月は同額になります。
1,000円単位。
・積立限度額 **20万円まで**

中 積立方法

該当する内容に✓をいれてください。

賞与積立

する →
 しない

千 円
0 0 0
(6月、12月の期末勤勉手当からの積立額)

積立開始希望月

年 月 (開始希望月の前月5日までに提出してください。)

マル優制度の適用について

適用を希望する → 非課税限度額 □□□ 万円
(障害者等が適用対象ですが、希望される場合は「非課税貯蓄申告書」を添付してください。)

届出印の登録

次回以降の手続きにはこの

小額貯蓄の利子等の非課税について
身体障害者手帳等の交付を受けている方、遺族年金等を受けている方(妻又は母)等を適用対象者として**元本等が350万円までの利子について非課税**とされる制度です。

非課税限度額 **350万円**

次回以降の手続きに、使用する**届出印**となります。押印ください。

【注】 届出印は「共済貯金払戻請求書」を使用してください。届出後、積立貯金の内容(積立方法、マル優制)に変更する場合は「共済貯金変更申込書」を提出してください。解約時には「共済貯金解約届書」を使用してください。

用欄

変更